

**令和2年第4回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議 案 一 覧 表

(令和2年12月9日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	決算不認定に係る措置について	5
議 案	1	泉南市公平委員会委員の選任について	7
議 案	2	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	9
議 案	3	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	15
議 案	4	泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	17
議 案	5	令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）	21
議 案	6	令和2年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	53
議 案	7	令和2年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	61
議 案	8	令和2年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	73

報告第1号

決算不認定に係る措置について

令和元年度泉南市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年12月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 不認定となった日

令和2年9月18日

2 不認定の理由

し尿汲取券に係る公金横領事件を受け、平成30年度泉南市一般会計歳入歳出決算が不認定となり、令和2年3月に市議会に対し、講じた措置等の報告を行い、適切に取組を進めているが、令和元年度におけるし尿汲取券に係る詐欺事件を受け、令和元年度泉南市一般会計歳入歳出決算が不認定とされたもの。

3 講じた措置

平成30年度泉南市一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置等に示した内容を着実に実行するとともに、より一層適正な事務事業の執行に努めるものとする。

議案第1号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市内
氏 名 土井 聡（どい あきら）
生年月日 ○年○月○日
職 業 無職

提案理由

公平委員会委員土井聡氏は、令和2年12月25日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

土井 聡 氏 経歴

昭和53年	3月	大阪市立大学卒業
同 53年	4月	泉南市採用
平成22年	4月	泉南市都市整備部長
同 26年	3月	泉南市退職
令和 元年	6月	泉南市公平委員会委員就任
同 2年	1月	泉南市公平委員会委員長就任（現在に至る）

議案第 2 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

令和 2 年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の2第1項中「この項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(泉南市債権管理条例の一部改正)

第2条 泉南市債権管理条例(平成30年泉南市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則中第10項を第11項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(泉南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 泉南市後期高齢者医療に関する条例(平成20年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示

された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「割合をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（泉南市介護保険条例の一部改正）

第4条 泉南市介護保険条例（平成12年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「割合をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（泉南市国民健康保険条例の一部改正）

第5条 泉南市国民健康保険条例（令和元年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「いう。以下この項」の次に「及び次項」を加え、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第23項を附則第24項とする。

附則第22項ただし書中「附則第20項」を「附則第21項」に改め、同項を附則第23項とし、附則中第21項を第

22項とし、第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（泉南市土地改良事業分担金条例の一部改正）

第6条 泉南市土地改良事業分担金条例（平成8年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「割合をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正）

第7条 泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例（平成10年泉南市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「割合をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（泉南市道路占用条例の一部改正）

第8条 泉南市道路占用条例（昭和43年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の1項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例の一部改正）

第9条 泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例（平成5年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「割合をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例附則第3条の2第1項及び第3項の規定、第2条の規定による改正後の泉南市債権管理条例附則第4項及び第5項の規定、第3条の規定による改正後の泉南市後期高齢者医療に関する条

例附則第 2 条の規定、第 4 条の規定による改正後の泉南市介護保険条例附則第 5 条の規定、第 5 条の規定による改正後の泉南市国民健康保険条例附則第 1 8 項及び第 1 9 項の規定、第 6 条の規定による改正後の泉南市土地改良事業分担金条例附則第 2 項及び第 3 項の規定、第 7 条の規定による改正後の泉南市農用地整備事業負担金等の徴収に関する条例附則第 2 項及び第 3 項の規定、第 8 条の規定による改正後の泉南市道路占用条例附則第 3 項及び第 4 項の規定並びに第 9 条の規定による改正後の泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例附則第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 3 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部改正により、中核市の長においても放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

道路構造令（昭和 4 5 年政令第 3 2 0 号）の一部が改正されたことにより、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第

4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第9条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第16条及び第18条第2項中「附」を「付」に改める。

第22条第3項中「下欄」を「右欄」に改める。

第24条第1項中「下欄」を「右欄」に改め、同条第2項中「附」を「付」に改める。

第30条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第39条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

令和2年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468,092千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,822,107千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,213,502	19,183	3,232,685
	1 地方交付税	3,213,502	19,183	3,232,685
15 国庫支出金		11,751,694	129,254	11,880,948
	1 国庫負担金	3,933,134	93,320	4,026,454
	2 国庫補助金	7,800,738	35,934	7,836,672
16 府支出金		2,055,605	79,699	2,135,304
	1 府負担金	1,432,113	79,425	1,511,538
	2 府補助金	492,939	274	493,213
18 寄附金		442,000	160,100	602,100
	1 寄附金	442,000	160,100	602,100
19 繰入金		1,094,856	79,508	1,174,364
	1 基金繰入金	1,089,472	79,508	1,168,980
20 諸収入		294,743	348	295,091
	3 雑入	287,742	348	288,090
歳入	合 計	31,354,015	468,092	31,822,107

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		212,118	△ 2,650	209,468
	1 議会費	212,118	△ 2,650	209,468
2 総務費		8,301,421	82,752	8,384,173
	1 総務管理費	7,668,486	79,395	7,747,881
	2 徴税費	278,982	285	279,267
	3 戸籍住民基本台帳費	223,162	3,072	226,234
3 民生費		11,603,780	230,342	11,834,122
	1 社会福祉費	3,821,238	175,067	3,996,305
	2 児童福祉費	3,943,497	784	3,944,281
	3 生活保護費	2,015,280	0	2,015,280
	4 国民健康保険費	921,547	53,122	974,669
	5 介護保険費	902,218	1,369	903,587
4 衛生費		1,801,031	49,151	1,850,182
	1 保健衛生費	526,140	49,151	575,291
9 教育費		2,672,118	△ 43,415	2,628,703
	1 教育総務費	545,747	627	546,374
	2 小学校費	851,848	△ 28,376	823,472
	3 中学校費	414,542	△ 15,766	398,776
	5 社会教育費	462,036	100	462,136
10 公債費		2,417,033	△ 11,000	2,406,033
	1 公債費	2,417,033	△ 11,000	2,406,033

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		923,130	162,912	1,086,042
	1 財政調整基金費	170,309	2,650	172,959
	4 ふるさと泉南水なす基金費	440,000	160,000	600,000
	10 雑支出	293,534	262	293,796
歳出	合計	31,354,015	468,092	31,822,107

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
地域福祉計画策定業務委託事業 (令和2年度)	令和2年度～ 令和3年度	6,500千円
道路新設改良事業 (令和2年度)	令和2年度～ 令和3年度	5,000千円

令和2年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第7号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	3,213,502	19,183	3,232,685			
(1)	地方交付税	3,213,502	19,183	3,232,685			
	1) 地方交付税	3,213,502	19,183	3,232,685	1. 地方交付税	19,183	普通交付税
15	国庫支出金	11,751,694	129,254	11,880,948			
(1)	国庫負担金	3,933,134	93,320	4,026,454			
	1) 民生費国庫負担金	3,933,134	93,320	4,026,454	1. 障害者自立支援給付費負担金 社会福祉費負担金	92,767	49,804 42,963
					3. 生活保護費負担金	△3,976	生活保護費負担金
					4. 国民健康保険費負担金	4,529	保険基盤安定負担金
(2)	国庫補助金	7,800,738	35,934	7,836,672			
	1) 総務費国庫補助金	7,042,189	4,774	7,046,963	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	4,774	個人番号カード交付事務費補助金
	2) 民生費国庫補助金	320,692	7,640	328,332	1. 社会福祉費補助金	7,640	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5,440 障害者総合支援事業費補助金 2,200
	5) 教育費国庫補助金	244,931	23,520	268,451	5. 教育総務費補助金	23,520	公立学校情報機器整備費補助金 22,699 学校保健特別対策事業費補助金 821
16	府支出金	2,055,605	79,699	2,135,304			
(1)	府負担金	1,432,113	79,425	1,511,538			
	1) 民生費府負担金	1,432,113	79,425	1,511,538	1. 社会福祉費負担金	44,110	障害者自立支援給付費負担金 24,902 障害児施設給付費等負担金 19,208

款 16 府支出金 項 1 府負担金

款 16 府支出金 項 1 府負担金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					4. 国民健康保険費負担金	35,315	保険基盤安定負担金
(2) 府補助金		492,939	274	493,213			
	2) 民生費府補助金	364,798	△10,434	354,364	1. 社会福祉費補助金	△11,379	障害者総合支援事業費補助金
					2. 児童福祉費補助金	784	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（保育子ども課）
					3. 介護保険費補助金	161	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業費補助金
	3) 衛生費府補助金	11,902	10,708	22,610	1. 保健衛生費補助金	10,708	インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業費補助金
18 寄附金		442,000	160,100	602,100			
(1) 寄附金		442,000	160,100	602,100			
	1) 総務費寄附金	442,000	160,000	602,000	1. 総務管理費寄附金	160,000	ふるさと泉南応援寄附金
	3) 教育費寄附金	0	100	100	1. 社会教育費寄附金	100	図書購入寄附金
19 繰入金		1,094,856	79,508	1,174,364			
(1) 基金繰入金		1,089,472	79,508	1,168,980			
	3) ふるさと泉南水なす基金繰入金	273,672	79,395	353,067	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	79,395	ふるさと泉南水なす基金繰入金
	4) 地域福祉基金繰入金	30,944	113	31,057	1. 地域福祉基金繰入金	113	地域福祉基金繰入金

20 諸収入		294,743	348	295,091			
(3) 雑入		287,742	348	288,090			
	2) 雑入	280,527	348	280,875	1. 返還金	348	被災農業者向け経営体育成支援事業補助金返還金
歳入合計		31,354,015	468,092	31,822,107			

款 20 諸収入 項 3 雑入

歳 出

款 1 議会費 項 1 議会費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議会費	212,118	△2,650	209,468		△2,650	
(1) 議会費	212,118	△2,650	209,468		△2,650	
1) 議会費	212,118	△2,650	209,468		△2,650	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,309	
				3. 職員手当等	△341	
[1] 人件費事業	196,321	△2,650	193,671		△2,650	人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,309	議員報酬
				3. 職員手当等	△341	期末手当 (議員)
2 総務費	8,301,421	82,752	8,384,173	86,406	△3,654	
				国庫支出金		
				7,011		
				繰入金		
				79,395		
(1) 総務管理費	7,668,486	79,395	7,747,881	81,632	△2,237	
				国庫支出金		
				2,237		
				繰入金		
				79,395		
2) 人事管理費	215,414	0	215,414	2,237	△2,237	
				国庫支出金		
				2,237		
[1] 人件費事業	192,992	0	192,992	2,237	△2,237	人事課
				国庫支出金		
				2,237		
				[社会福祉費補助金		
				2,237]		
9) 企画費	6,584,958	79,395	6,664,353	79,395		
				繰入金		
				79,395		

				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	716	
				11. 役務費	3,889	
				12. 委託料	74,790	
[4] ふるさと寄附推進事業	215,745	79,395	295,140	79,395		政策推進課
				繰入金 79,395 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 79,395]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	716	消耗品費 350 印刷製本費 366
				11. 役務費	3,889	郵便料 2,506 決済手数料 1,383
				12. 委託料	74,790	ふるさと応援寄附PR業務委託料 13,015 物産品配送業務委託料 61,775
(2) 徴税費	278,982	285	279,267		285	
1) 賦課費	163,729	△1,380	162,349		△1,380	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,380	
[2] 市税賦課事務事業	55,869	△1,380	54,489		△1,380	税務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,380	航空写真撮影業務委託料 △610 評価基図作成業務委託料 △770
2) 徴収費	114,053	1,665	115,718		1,665	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	1,665	
[2] 市税徴収事務事業	41,418	1,665	43,083		1,665	税務課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	1,665	市税等過誤納還付金

款 2 総務費 項 2 徴税費

款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
(3) 戸籍住民基本台帳費	223,162	3,072	226,234	4,774	△1,702	
				国庫支出金 4,774		
1) 戸籍住民基本台帳費	223,162	3,072	226,234	4,774	△1,702	
				国庫支出金 4,774		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	500	
				10. 需用費	150	
				11. 役務費	1,985	
				12. 委託料	437	
[1] 人件費事業	118,343	500	118,843	2,202	△1,702	人事課
				国庫支出金 2,202		
				[戸籍住民基本台帳 費補助金 2,202]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	500	超勤手当
[2] 住民登録事務事業	59,950	2,572	62,522	2,572		市民課
				国庫支出金 2,572		
				[戸籍住民基本台帳 費補助金 2,572]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	150	消耗品費
				11. 役務費	1,985	郵便料
				12. 委託料	437	人材派遣委託料

3 民生費	11,603,780	230,342	11,834,122	167,827	62,515	
				国庫支出金		
				98,723		
				府支出金		
				68,991		
				繰入金		
				113		
(1) 社会福祉費	3,821,238	175,067	3,996,305	128,726	46,341	
				国庫支出金		
				95,882		
				府支出金		
				32,731		
				繰入金		
				113		
1) 社会福祉総務費	163,186	1,486	164,672	1,028	458	
				国庫支出金		
				915		
				繰入金		
				113		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	113	
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,373	
[11] 一時生活支援事業	954	1,373	2,327	915	458	生活福祉課
				国庫支出金		
				915		
				[社会福祉費補助金 915]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	1,373	一時生活支援事業負担金
[12] 地域福祉計画策 定事業	0	113	113	113		生活福祉課
				繰入金		
				113		

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[地域福祉基金繰入金 113]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	113	プロポーザル選定委員会委員報酬
8) 障害福祉費	2,321,944	172,613	2,494,557	127,698	44,915	
				国庫支出金 94,967		
				府支出金 32,731		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	4,400	
				13. 使用料及び賃借料	△1,185	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△209	
				19. 扶助費	169,607	
[2] 一般事務事業	6,420	3,215	9,635	2,200	1,015	障害福祉課
				国庫支出金 2,200		
				[社会福祉費補助金 2,200]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	4,400	電算システム改修委託料
				13. 使用料及び賃借料	△1,185	障害者システム借上料
[4] 障害者自立支援 給付事業	1,529,008	99,607	1,628,615	74,706	24,901	障害福祉課
				国庫支出金 49,804		
				[社会福祉費負担金 49,804]		
				府支出金 24,902		

				[社会福祉費負担金 24,902]			
				節 区 分	金 額		
				19. 扶助費	99,607	生活介護給付費 30,891 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護給付費 △4,155 就労継続支援給付費 43,555 共同生活援助給付費 29,316	
[6] 障害者福祉増進事業	1,331	△209	1,122		△209	障害福祉課	
				節 区 分	金 額		
				18. 負担金、補助及び交付金	△209	身体障害者福祉会補助金	
[10] 障害児通所給付事業	497,637	70,000	567,637				
					50,792	19,208	障害福祉課
				国庫支出金 42,963 [社会福祉費負担金 42,963]			
				府支出金 7,829 [社会福祉費負担金 19,208] [社会福祉費補助金 △11,379]			
				節 区 分	金 額		
				19. 扶助費	70,000	放課後等デイサービス給付費	
14) 後期高齢者医療費	878,595	968	879,563		968		
				節 区 分	金 額		
				27. 繰出金	968		
[1] 後期高齢者医療事業特別会計繰出金事業	200,845	968	201,813		968	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				27. 繰出金	968	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	
(2) 児童福祉費	3,943,497	784	3,944,281		784		

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 784		
7) 子ども総合支援 センター費	202,612	784	203,396	784		
				府支出金 784		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	84	
				17. 備品購入費	700	
[3] 児童発達支援事 業	23,537	784	24,321	784		保育子ども課
				府支出金 784		
				[児童福祉費補助金 784]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	84	消耗品費
				17. 備品購入費	700	機械器具費
(3) 生活保護費	2,015,280	0	2,015,280	△1,688	1,688	
				国庫支出金 △1,688		
1) 生活保護費	2,015,280	0	2,015,280	△1,688	1,688	
				国庫支出金 △1,688		
[1] 人件費事業	87,253	0	87,253	△2,260	2,260	人事課
				国庫支出金 △2,260		
				[生活保護費負担金 △2,260]		
[2] 生活保護事業	1,914,371	0	1,914,371	572	△572	生活福祉課
				国庫支出金 572		

				[社会福祉費補助金 2,288] [生活保護費負担金 △1,716]		
(4) 国民健康保険費	921,547	53,122	974,669	39,844	13,278	
				国庫支出金 4,529		
				府支出金 35,315		
1) 国民健康保険費	921,547	53,122	974,669	39,844	13,278	
				国庫支出金 4,529		
				府支出金 35,315		
				節 区 分 金 額		
				27. 繰出金	53,122	
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	921,547	53,122	974,669	39,844	13,278	保険年金課
				国庫支出金 4,529 [国民健康保険費負担金 4,529]		
				府支出金 35,315 [国民健康保険費負担金 35,315]		
				節 区 分 金 額		
				27. 繰出金	53,122	国民健康保険事業特別会計繰出金
(5) 介護保険費	902,218	1,369	903,587	161	1,208	
				府支出金 161		
1) 介護保険費	902,218	1,369	903,587	161	1,208	

款 3 民生費 項 5 介護保険費

款 3 民生費 項 5 介護保険費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 161		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	214	
				27. 繰出金	1,155	
[1] 介護保険事業特別会計繰出金事業	900,805	1,155	901,960		1,155	長寿社会推進課
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	1,155	介護保険事業特別会計繰出金
[2] 社会福祉法人減免措置事業	1,413	214	1,627	161	53	長寿社会推進課
				府支出金 161 [介護保険費補助金 161]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	214	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業補助金
4 衛生費	1,801,031	49,151	1,850,182	10,708	38,443	
				府支出金 10,708		
(1) 保健衛生費	526,140	49,151	575,291	10,708	38,443	
				府支出金 10,708		
4) 予防対策費	152,945	49,151	202,096	10,708	38,443	
				府支出金 10,708		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	30	
				12. 委託料	34,784	

				18. 負担金、補助及び 交付金	14,337	
[1] 予防接種事業	141,994	34,814	176,808	10,708	24,106	保健推進課
				府支出金 10,708 [保健衛生費補助金 10,708]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	30	郵便料
				12. 委託料	34,784	高齢者インフルエンザ予防接種委託料 30,144 子宮頸がん予防接種委託料 4,640
[3] 新型コロナウイルス感染症対策事業	10,221	14,337	24,558		14,337	保健推進課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	14,337	インフルエンザ任意予防接種自己負担金助成金
9 教育費	2,672,118	△43,415	2,628,703	23,620	△67,035	
				国庫支出金 23,520		
				寄付金 100		
(1) 教育総務費	545,747	627	546,374	1,448	△821	
				国庫支出金 1,448		
3) 指導費	217,117	627	217,744	1,448	△821	
				国庫支出金 1,448		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	627	
[3] 教育推進事業	54,608	627	55,235	627		指導課
				国庫支出金 627 [教育総務費補助金 627]		

款 9 教育費 項 1 教育総務費

款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	627	機械器具費
[7] 新型コロナウイルス感染症対策事業	97,837	0	97,837	821	△821	指導課
				国庫支出金 821 [教育総務費補助金 821]		
(2) 小学校費	851,848	△28,376	823,472	14,567	△42,943	
				国庫支出金 14,567		
2) 教育振興費	87,708	△2,280	85,428		△2,280	
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△2,280	
[1] 就学援助事業	66,368	△2,280	64,088		△2,280	指導課
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△2,280	要保護及び準要保護児童生徒援助費
3) 学校施設整備費	350,660	△26,096	324,564	14,567	△40,663	
				国庫支出金 14,567		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△25,700	
				12. 委託料	△4,400	
				17. 備品購入費	4,004	
[2] 小学校情報機器整備事業	207,874	△26,096	181,778	14,567	△40,663	指導課
				国庫支出金 14,567 [教育総務費補助金 14,567]		

				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△25,700	通信サービス料
				12. 委託料	△4,400	システム構築委託料
				17. 備品購入費	4,004	機械器具費
(3) 中学校費	414,542	△15,766	398,776	7,505	△23,271	
				国庫支出金		
				7,505		
2) 教育振興費	45,158	△1,300	43,858		△1,300	
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△1,300	
[1] 就学援助事業	35,038	△1,300	33,738		△1,300	指導課
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△1,300	要保護及び準要保護児童生徒援助費
3) 学校施設整備費	136,757	△14,466	122,291	7,505	△21,971	
				国庫支出金		
				7,505		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△14,100	
				12. 委託料	△2,100	
				17. 備品購入費	1,734	
[2] 中学校情報機器整備事業	107,747	△14,466	93,281	7,505	△21,971	指導課
				国庫支出金		
				7,505		
				[教育総務費補助金		
				7,505]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△14,100	通信サービス料
				12. 委託料	△2,100	システム構築委託料
				17. 備品購入費	1,734	機械器具費
(5) 社会教育費	462,036	100	462,136	100		
				寄付金		
				100		
9) 図書館及びホール費	112,419	100	112,519	100		

款 9 教育費 項 5 社会教育費

款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				寄付金 100		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	100	
[2] 図書館運営事業	18,854	100	18,954	100		文化振興課
				寄付金 100 [社会教育費寄附金 100]		
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	100	図書購入費
10 公債費	2,417,033	△11,000	2,406,033		△11,000	
(1) 公債費	2,417,033	△11,000	2,406,033		△11,000	
2) 利子	214,501	△11,000	203,501		△11,000	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	△11,000	
[1] 市債管理事業 (利子)	212,501	△11,000	201,501		△11,000	財政課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	△11,000	市債利子償還金
11 諸支出金	923,130	162,912	1,086,042	160,000	2,912	
				寄付金 160,000		
(1) 財政調整基金費	170,309	2,650	172,959		2,650	
1) 財政調整基金費	170,309	2,650	172,959		2,650	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	2,650	
[1] 財政調整基金事業	170,309	2,650	172,959		2,650	財政課

				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	2,650	
(4) ふるさと泉南水 なす基金費	440,000	160,000	600,000	160,000		
				寄付金	160,000	
1) ふるさと泉南水 なす基金費	440,000	160,000	600,000	160,000		
				寄付金	160,000	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	160,000	
[1] ふるさと泉南水 なす基金事業	440,000	160,000	600,000	160,000		政策推進課
				寄付金	160,000	
				[総務管理費寄附金	160,000]	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	160,000	
(10) 雑支出	293,534	262	293,796		262	
2) 返還金	215,525	262	215,787		262	
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	262	
[1] 国支出金・府支 出金返還金事業	215,525	262	215,787		262	産業観光課
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	262	被災農業者向け経営体育成支援事業府補助金返還金
歳 出 合 計	31,354,015	468,092	31,822,107			
				国庫支出金	129,254	
				府支出金	79,699	

款 11 諸支出金 項 10 雑支出

款 11 諸支出金 項 10 雑支出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				寄付金 160,100		
				繰入金 79,508		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当				計
補正後	長 等	3	0	22,158	9,367	1,331	1,172	34,028	6,991	41,019	その他の手当 通勤手当 324千円 単身赴任手当 648千円 児童手当 200千円
	議 員	15	82,463	0	33,756	0	0	116,219	28,882	145,101	
	その他の 特別職	1,264	74,285	0	0	0	0	74,285	0	74,285	
	計	1,282	156,748	22,158	43,123	1,331	1,172	224,532	35,873	260,405	
補正前	長 等	3	0	22,158	9,367	1,331	1,172	34,028	6,991	41,019	その他の手当 通勤手当 324千円 単身赴任手当 648千円 児童手当 200千円
	議 員	16	84,772	0	34,097	0	0	118,869	28,882	147,751	
	その他の 特別職	1,259	74,172	0	0	0	0	74,172	0	74,172	
	計	1,278	158,944	22,158	43,464	1,331	1,172	227,069	35,873	262,942	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	△ 1	△ 2,309	0	△ 341	0	0	△ 2,650	0	△ 2,650	
	その他の 特別職	5	113	0	0	0	0	113	0	113	
	計	4	△ 2,196	0	△ 341	0	0	△ 2,537	0	△ 2,537	

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	757	千円 276,520	千円 1,723,709	千円 1,125,659	千円 3,125,888	千円 601,712	千円 3,727,600	
補正前	757	276,520	1,723,709	1,125,159	3,125,388	601,712	3,727,100	
比 較	0	0	0	500	500	0	500	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	51,071	106,845	36,864	19,474	77,605	1,224	36,446	5,397	
	補正前	51,071	106,845	36,864	19,474	77,105	1,224	36,446	5,397	
	比 較	0	0	0	0	500	0	0	0	
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当					
		千円	千円	千円	千円					
補正後	18,140	419,039	294,362	59,192						
補正前	18,140	419,039	294,362	59,192						
比 較	0	0	0	0						

(2) 職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
職員手当等	千円 500	その他の増減分	千円 500	マイナンバーカードの交付体制の拡充及び普及啓発に要する経費	超過勤務手当 500 千円

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,954,224		8,954,224	28.1
2 地方譲与税	169,300		169,300	0.5
3 利子割交付金	11,200		11,200	—
4 配当割交付金	44,700		44,700	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	25,000		25,000	0.1
6 法人事業税交付金	24,500		24,500	0.1
7 地方消費税交付金	1,240,100		1,240,100	3.9
8 ゴルフ場利用税交付金	43,400		43,400	0.1
9 環境性能割交付金	46,000		46,000	0.2
10 地方特例交付金	57,781		57,781	0.2
11 地方交付税	3,213,502	19,183	3,232,685	10.2
12 交通安全対策特別交付金	8,865		8,865	—
13 分担金及び負担金	60,740		60,740	0.2
14 使用料及び手数料	331,205		331,205	1.1
15 国庫支出金	11,751,694	129,254	11,880,948	37.3
16 府支出金	2,055,605	79,699	2,135,304	6.7
17 財産収入	24,431		24,431	0.1
18 寄附金	442,000	160,100	602,100	1.9
19 繰入金	1,094,856	79,508	1,174,364	3.7
20 諸収入	294,743	348	295,091	0.9

(単位：千円・%)

21 市債	1,253,595		1,253,595	3.9
22 繰越金	206,574		206,574	0.7
歳入合計	31,354,015	468,092	31,822,107	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	212,118	△2,650	209,468	0.7
2 総務費	8,301,421	82,752	8,384,173	26.3
3 民生費	11,603,780	230,342	11,834,122	37.2
4 衛生費	1,801,031	49,151	1,850,182	5.8
5 農林水産業費	162,595		162,595	0.5
6 商工費	549,402		549,402	1.7
7 土木費	1,751,126		1,751,126	5.5
8 消防費	930,261		930,261	2.9
9 教育費	2,672,118	△43,415	2,628,703	8.3
10 公債費	2,417,033	△11,000	2,406,033	7.6
11 諸支出金	923,130	162,912	1,086,042	3.4
12 予備費	20,000		20,000	0.1
13 災害復旧費	10,000		10,000	—
歳 出 合 計	31,354,015	468,092	31,822,107	100.0

議案第6号

令和2年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,144,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		921,547	53,122	974,669
	1 他会計繰入金	921,547	53,122	974,669
歳入	合計	8,091,730	53,122	8,144,852

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 予備費		107,626	53,122	160,748
	1 予備費	107,626	53,122	160,748
歳 出	合 計	8,091,730	53,122	8,144,852

令和 2 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
5							
繰入金		921,547	53,122	974,669			
(1)							
他会計繰入金		921,547	53,122	974,669			
	1)						
	一般会計繰入金	921,547	53,122	974,669	1. 保険基盤安定繰入金	53,122	保険基盤安定繰入金
歳 入 合 計		8,091,730	53,122	8,144,852			

款 5 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳

出

款 7 予備費 項 1 予備費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
7 予備費	107,626	53,122	160,748		53,122	
(1) 予備費	107,626	53,122	160,748		53,122	
1) 予備費	107,626	53,122	160,748		53,122	
[1] 予備費	107,626	53,122	160,748		53,122	保険年金課
歳 出 合 計	8,091,730	53,122	8,144,852			

議案第7号

令和2年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,980,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,327,097	△ 6,537	1,320,560
	1 介護保険料	1,327,097	△ 6,537	1,320,560
3 国庫支出金		1,240,503	20,556	1,261,059
	2 国庫補助金	312,771	20,556	333,327
6 繰入金		1,022,857	1,155	1,024,012
	1 他会計繰入金	900,805	1,155	901,960
歳入合計		5,965,395	15,174	5,980,569

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		146,442	2,310	148,752
	1 総務管理費	98,653	2,310	100,963
2 保険給付費		5,014,913	0	5,014,913
	1 介護サービス等諸費	4,555,296	0	4,555,296
4 基金積立金		448,577	11,888	460,465
	1 給付準備基金積立金	448,577	11,888	460,465
5 諸支出金		3,547	976	4,523
	1 還付金	2,510	976	3,486
歳 出	合 計	5,965,395	15,174	5,980,569

令和 2 年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	介護保険料	1,327,097	△6,537	1,320,560			
(1)	介護保険料	1,327,097	△6,537	1,320,560			
	1) 第1号被保険者保 険料	1,327,097	△6,537	1,320,560	1. 現年度分特別徴収 保険料	△6,537	現年度分特別徴収保険料
3	国庫支出金	1,240,503	20,556	1,261,059			
(2)	国庫補助金	312,771	20,556	333,327			
	1) 調整交付金	199,762	3,006	202,768	2. 特別調整交付金	3,006	特別調整交付金
	4) 保険者機能強化推 進交付金	11,410	392	11,802	1. 保険者機能強化推 進交付金	392	保険者機能強化推進交付金
	5) 介護保険事業費補 助金	1,261	1,155	2,416	1. 介護保険事業費補 助金	1,155	介護保険事業費補助金
	6) 介護給付費事業費 補助金	0	4,507	4,507	1. 介護保険災害等臨 時特例補助金	4,507	介護保険災害等臨時特例補助金
	7) 介護保険保険者努 力支援交付金	0	11,496	11,496	1. 介護保険保険者努 力支援交付金	11,496	介護保険保険者努力支援交付金
6	繰入金	1,022,857	1,155	1,024,012			
(1)	他会計繰入金	900,805	1,155	901,960			
	1) 一般会計繰入金	900,805	1,155	901,960	5. 事務的経費繰入金	1,155	事務的経費繰入金
歳 入 合 計		5,965,395	15,174	5,980,569			

款 6 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	146,442	2,310	148,752	1,155	1,155	
				国庫支出金 1,155		
(1) 総務管理費	98,653	2,310	100,963	1,155	1,155	
				国庫支出金 1,155		
1) 一般管理費	98,653	2,310	100,963	1,155	1,155	
				国庫支出金 1,155		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,310	
[2] 介護保険事務事業	7,871	2,310	10,181	1,155	1,155	長寿社会推進課
				国庫支出金 1,155 [介護保険事業費補助金 1,155]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,310	電算システム改修委託料
2 保険給付費	5,014,913	0	5,014,913			
				国庫支出金 6,537		
				その他 △6,537		
(1) 介護サービス等諸費	4,555,296	0	4,555,296			
				国庫支出金 6,537		
				その他 △6,537		

1) 居宅介護サービス給付費	2,005,200	0	2,005,200			
				国庫支出金		
				6,537		
				その他		
				△6,537		
[1] 介護保険（居宅介護サービス）給付事業	2,005,200	0	2,005,200			長寿社会推進課
				国庫支出金		
				6,537		
				[介護保険災害等臨時特例補助金		
4,507]						
[特別調整交付金						
2,030]						
その他						
△6,537						
[現年度分特別徴収保険料						
△6,537]						
4 基金積立金	448,577	11,888	460,465	11,888		
				国庫支出金		
				11,888		
(1) 給付準備基金積立金	448,577	11,888	460,465	11,888		
				国庫支出金		
				11,888		
1) 給付準備基金積立金	448,577	11,888	460,465	11,888		
				国庫支出金		
				11,888		
				節 区 分	金 額	
24. 積立金		11,888				
[1] 給付準備基金積立金事業	448,577	11,888	460,465	11,888		長寿社会推進課

款 4 基金積立金 項 1 給付準備基金積立金

款 4 基金積立金 項 1 給付準備基金積立金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 11,888 [介護保険保険者努力支援交付金 11,496] [保険者機能強化推進交付金 392]		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	11,888	
5 諸支出金	3,547	976	4,523	976		
				国庫支出金 976		
(1) 還付金	2,510	976	3,486	976		
				国庫支出金 976		
1) 還付金	2,500	976	3,476	976		
				国庫支出金 976		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	976	
[1] 介護保険料還付 事業	2,500	976	3,476	976		長寿社会推進課
				国庫支出金 976 [特別調整交付金 976]		
				節 区 分	金 額	
				22. 償還金、利子及び 割引料	976	第1号被保険者保険料還付金

歳出合計	5,965,395	15,174	5,980,569			
				国庫支出金 20,556		
				その他 △6,537		

議案第 8 号

令和 2 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 210 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 937, 757 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		200,845	968	201,813
	1 一般会計繰入金	200,845	968	201,813
5 国庫支出金		0	242	242
	1 国庫補助金	0	242	242
歳入	合計	936,547	1,210	937,757

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		24,214	1,210	25,424
	1 総務管理費	22,708	1,210	23,918
歳 出	合 計	936,547	1,210	937,757

令和2年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3							
繰入金		200,845	968	201,813			
(1)							
一般会計繰入金		200,845	968	201,813			
	1)				1.		
	事務費繰入金	24,159	968	25,127	事務費繰入金	968	事務費繰入金
5							
国庫支出金		0	242	242			
(1)							
国庫補助金		0	242	242			
	1)				1.		
	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	0	242	242	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	242	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
歳 入 合 計		936,547	1,210	937,757			

款 5 国庫支出金 項 1 国庫補助金

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	24,214	1,210	25,424	1,210		
				国庫支出金 242		
				繰入金 968		
(1) 総務管理費	22,708	1,210	23,918	1,210		
				国庫支出金 242		
				繰入金 968		
1) 一般管理費	22,708	1,210	23,918	1,210		
				国庫支出金 242		
				繰入金 968		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,210	
[2] 後期高齢者医療 制度事務事業	6,461	1,210	7,671	1,210		保険年金課
				国庫支出金 242 [高齢者医療制度円 滑運営事業費補助 金 242]		
				繰入金 968 [事務費繰入金 968]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,210	電算システム改修委託料

歳出合計	936,547	1,210	937,757			
				国庫支出金		
				242		
				繰入金		
				968		

